

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害等により  
被害を受けた方々への支援について

令和7年2月27日  
キャピタル・パートナーズ証券株式会社

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（※）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、ご支援させていただきます。

- ・お届出印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預りしている有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（※）災害救助法適用市町村（2月25日現在）

青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、 西津軽郡鰺ヶ沢町、中津軽郡西目屋村、北津軽郡板柳町、 北津軽郡鶴田町
新潟県	南魚沼市

[詳しくは以下の内閣府ホームページをご参照ください]

[内閣府ホームページ] <http://www.bousai.go.jp/>

【お問合せ】

お困りの点やご不明な点がございましたら、お取引店 または コンプライアンス部  
(03-3518-9353／平日9:00~17:00) までお問合せください。